

中国改正専利法実施細則 及び関連法令における司法判断

特別資料(6000円相当、製本資料です)

中国知的財産権48法令集(日本語・中国語完全対訳)約600頁

1. 専利、2. 商標、3. 著作権、4. 不正競争防止、5. 製造物責任、6. その他、の
(1)法律、(2)行政法規、(3)部門規定、(4)司法解釈、を含む48法令集

日本弁理士会会員の皆様へ

この研修は弁理士会継続研修の認定を申請中です。認定後受講し、所定の申請をすると3単位が認められる予定です。(単位取得は東京会場が対象になります)

【日程のご案内】 3月16日(火)、東京会場(総評会館:東京都千代田区神田駿河台3-2-11)
3月18日(木)、大阪会場(大阪科学技術センター:大阪市西区靱本町1-8-4)

【開催時間】 東京・大阪ともに、13:30~17:00pm

【資料】 1. 中国知的財産権48法令集(日本語・中国語完全対訳)約600頁
2. 各講師によるP. Point資料

【受講料】 8,000円(税別、資料含む) 割引対象の場合7,000円(同)

講演会の内容

時間	取り上げる予定の内容	予定時間
13:30~17:00pm	オリエンテーション、講師のご紹介、等 <モデレーター・東京> 分部悠介様、弁護士/長島・大野・常松法律事務所 <講師> 程永順先生、元高級人民法院知的財産権法廷副法廷長 中国知的財産関連法令の2009年改正とその整理 ・その運用実務に対する影響を中心に 更に今後予定される法改正とその留意点 ・中国国家知的財産権戦略綱要の視点で見ると実務上の留意点は何か	13:35-14:45 13:45-14:45 (1時間)
(途中休憩5分)	<講師> 張 青華弁護士、北京市天達法律事務所 パートナー 改正専利法及び実施細則の改正点 -- 裁判実務の観点から ・何がどのように変わったか	14:50-15:40 (50分)
(途中休憩10分)	<講師> 段斌弁理士、北京市天達法律事務所 ・専利法及び実施細則の改正による出願実務に対する影響	15:55-16:45 (50分)
(質問の時間)	(質問の時間)各講師講演後&最後に10分程度とります	16:45-17:00

申込書

(講演会) 中国改正専利法実施細則及び関連法令における司法判断

申込み締切: H22年3月12日 申込書受領後お支払いのご案内をお送りします。

会場の 選択に	東京:3月16日(火)13:30~ () 大阪:3月18日(木)13:30~ ()	FAX	03-3292-2701
職場での受講の場合、(申込代表者)	企業・事務所名	受講者名1	弁理士()
	所在地〒	受講者名2	弁理士()
		受講者名3	弁理士()
		代表連絡先(必須)E-mail	
		TEL	FAX
割引対象区分	一般() スクール修了生() ChinaIP購読() JAFBIC会員()		
個人での受講の場合	住所 〒	受講者名	弁理士()
		連絡先(必須)E-mail	
		TEL	FAX